5　警察署長は、提出物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨をあらかじめ拾得物件預り書に記載することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

（送付による提出物件の返還及び引渡し）

第十九条　警察署長は、提出物件の返還に係る手続を行う場所を来訪することが困難であると認められる遺失者から提出物件の返還を求められたときは、遺失者の申出により、提出物件を送付することができる。

［2・3　略］

（警察署長による遺失者の確認の方法等）

第二十条　［略］

2　法第十一条第一項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する受領書の様式は、別記様式第十号のとおりとする。

3　警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第十号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。

［一・二　略］

（照会書の様式）

第二十二条　警察署長は、法第十二条（法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第十一号の拾得物件関係事項照会書を用いるものとする。

（費用の請求）

第二十三条　警察署長は、法第二十七条第一項の費用を当該物件の返還を受ける遺失者又は当該物件の引渡しを受ける権利取得者に請求するときは、別記様式第十二号の請求書を交付するものとする。

（保管物件の届出等）

第三十一条　届出は、別記様式第十三号の保管物件届出書を提出することにより行うものとする。

2　［略］

（売却の届出）

第三十二条　法第二十条第三項の規定による届出は、別記様式第十三号の物件売却届出書を提出することにより行うものとする。

（処分の届出等）

第三十三条　法第二十一条第二項の規定による届出は、別記様式第十三号の物件処分届出書を提出することにより行うものとする。

2　［略］

（遺失者が判明したときの措置等）

第三十五条　［1・2　略］

3　特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二条第二項に規定する同意（以下この項において単に「同意」という。）の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ、当該特例施設占有者に対し、同意の有無を明らかにした書面を提出している場合は、この限りでない。

4　特例施設占有者は、保管物件について、民法第二百四十条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合において、次の表の上欄に掲げるときは、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該拾得者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

5　警察署長は、提出物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨をあらかじめ拾得物件預り書に記載することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

（送付による提出物件の返還及び引渡し）

第十九条　警察署長は、提出物件の返還に係る手続を行う場所を来訪することが困難であると認められる遺失者から提出物件の返還を求められたときは、遺失者の申出により、遺失者から別記様式第十一号の物件送付依頼書を徴した上、これに記載された方法により、提出物件を送付することができる。

［2・3　同上］

（警察署長による遺失者の確認の方法等）

第二十条　［同上］

2　法第十一条第一項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する受領書の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

3　警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第十二号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。

［一・二　同上］

（照会書の様式）

第二十二条　警察署長は、法第十二条（法第十三条第二項及び法第十八条において準用する場合を含む。）の規定による照会を書面により行うときは、別記様式第十三号の拾得物件関係事項照会書を用いるものとする。

（費用の請求）

第二十三条　警察署長は、法第二十七条第一項の費用を当該物件の返還を受ける遺失者又は当該物件の引渡しを受ける権利取得者に請求するときは、別記様式第十四号の請求書を交付するものとする。

（保管物件の届出等）

第三十一条　届出は、別記様式第十五号の保管物件届出書を提出することにより行うものとする。

2　［同上］

（売却の届出）

第三十二条　法第二十条第三項の規定による届出は、別記様式第十五号の物件売却届出書を提出することにより行うものとする。

（処分の届出等）

第三十三条　法第二十一条第二項の規定による届出は、別記様式第十五号の物件処分届出書を提出することにより行うものとする。

2　［同上］

（遺失者が判明したときの措置等）

第三十五条　［1・2　同上］

3　特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二条第二項に規定する同意（以下この項において単に「同意」という。）の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ同意をする旨を記載した書面を当該特例施設占有者に提出している場合は、この限りでない。

4　［同上］